

印鑑登録の代理申請について

【印鑑登録をすることができる人】

- ・西脇市で住民登録をしている人
(15歳未満及び意思能力を有しない人を除く)

※ 登録申請者本人の意思に基づくものであることが確認できない場合は印鑑登録ができません。印鑑登録は、登録申請者本人の意思に基づいて申請するものです。

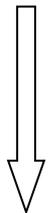
《印鑑登録の代理申請の流れ》

1 代理人選任届（委任状）の作成（登録申請者）



登録申請者が全て記載し、登録する印鑑の押印のあるもの

2 印鑑登録申請（代理人）



申請時に必要なもの

- ① 代理人選任届（委任状）
- ② 申請者の登録する印鑑（実印）
- ③ 代理人の本人確認書類

3 照会書の発送（市役所）



市から登録申請者本人宛てに照会書を送付します。

4 回答書及び代理人選任届の記入（登録申請者）



登録申請者が回答書及び代理人選任届に記載押印してください。

5 印鑑登録証の交付（代理人）

※申請から30日以内に手続をしてください。

交付時に必要なもの

- ① 回答書及び代理人選任届
- ② 申請者の登録する印鑑（実印）
- ③ 申請者の本人確認書類【原本持参のこと】
- ④ 代理人の本人確認書類【原本持参のこと】

〔本人確認書類の例〕

運転免許証、パスポート、住基カード、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書、健康保険証、福祉医療受給者証、後期高齢者医療被保険者証、社員証、学生証など自己を証することができるもの。

【登録できない印鑑の例】

- ① 同一世帯で既に登録されている印影と同一のもの
 - ② 住民基本台帳に記録されている氏名、氏もしくは名又は氏名の一部を組み合わせたものを表していないもの（外国人についてはカタカナ併記名を含む）
 - ③ 職業、資格その他氏名以外の事項を表しているもの
 - ④ ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
 - ⑤ 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの
 - ⑥ 縁の欠けた印鑑や印影を鮮明に表しにくいもの
- ※ その他、詳しいことは下記までお問合せください。

（問合せ先）西脇市役所 戸籍住民課 電話 22-31111（内線 1021・1033）